ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うものの成分規格設定等検討項目

物質名(分類) <評価値の位置付け>	食品安全委員会 の評価結果	水道法水質基準等の 評価結果	WHO 飲料水 水質ガイドライン 第4版 (WHO 2011)	基準値案(現行基準)
水銀(総水銀)	<非発がん性>	平成4年に水銀の水質基準が、検出されない。 と にいません 光明 の水質 基準が、検出されない。	無機水銀: 0.006 mg/L	<u>0.0005 mg/L</u>
(金属類)	ラットの6か月間錯り経口投与試験における緊重量の増加に其づく 最小事性	いことと設定され、当時の検出限界値である 0.0005 mg/L が評価値とされた。 平成 15		(0.0005 mg/L)
<健康>	おける腎重量の増加に基づく、最小毒性量(LOAEL)は0.23 mg/kg 体重/目(水銀として)であり、これに不確実係数300 (種差10、個体差10、より慢性に近い6 か月間の亜急性試験の LOAEL を使用していること及び臓器重量のみの変動ではあるが病理組織学的に捉えにくい変化を反映している可能性を考慮した3)を適用して、0.7 μg/kg 体重/日と算出した。 TDI:0.7 μg/kg 体重/日(水銀として) (不確実係数:300) ※一般的に飲料水中に存在する水銀については、ほぼ全て Hg²+の形と考えられていることから、評価の対象を無機水銀とした。 〈発がん性〉 人では十分な証拠は得られていない。しかし、塩化水銀(I)の強制経口投与によってラットの前胃と甲状腺に弱い発がん性を示したとする限定的な証拠がある	年度の水質基準の見直しの際、安全性と基準 継続性の観点から、平成 4 年設定の評価値を 維持して 0.0005 mg/L とされた。平成 25 年開催厚生科学審議会生活環境水道部会資 料にて平成 24 年に答申された食品健康影響 評価を用いて再度検討したが、最終的には上 記の結論となっている。 評価値: 0.0005 mg/L (=水質基準値) <水道法に基づく検査方法〉 還元気化一原子吸光光度法		水質基準値の100%である濃度 0.0005mg/Lの水を体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合、1日当たり体重1kgあたりの摂取量は、0.02 μg/kg体重/日となる。

物質名(分類) <評価値の位置付け>	食品安全委員会 の評価結果	水道法水質基準等の 評価結果	WHO 飲料水 水質ガイドライン 第4版 (WHO 2011)	基準値案(現行基準)
	ことから、発がん性の可能性も含めた評価が行われた。ラットを用いた2年間慢性毒性発がん性試験における雄での前胃扁平上皮乳頭腫及び甲状腺癌に基づく、無毒性量(NOAEL)は1.9 mg/kg 体重/日であり、これに不確実係数1000(種差10、個体差10、発がん性の可能性10)を適用して算出した。 TDI:1.9 μg/kg 体重/日 (不確実係数:1000)			
クロロ酢酸(消毒副生成物) <健康>	く非発がん性> ラットの 104 週間飲水投与試験における体重増加率の減少、肝臓の絶対及び相対重量の減少、腎臓の絶対重量減少及び精巣の相対重量減少がみられた試験データより、NOAEL は 3.5 mg/kg 体重/日となり、不確実係数 1000 (種差 10、個体差 10、生殖・発生毒性が懸念されるが、データ不足とすることを考慮した10)を適用して算出した。 TDI: 3.5 μg/kg 体重/日 (不確実係数: 1000)	対及び相対脾臓重量の増加から得られる TDI=3.5 μg/kg 体重/日より、評価値 0.02 mg/L とした。その後、平成 26 年に答申された食品安全委員会の評価結果を受け、平成 26 年開催厚生科学審議会生活環境水道部会にて検討され、発がん性を示す所見は認めら	モノクロロ酢酸: 0.02 mg/L	0.02 mg/L (基準値無し) 水質基準値の100%で ある濃度0.02mg/L の水を体重50kgの人 が1日あたり2L 摂水 した場合、1日当たり 体重1kg あたりの摂 取量は、0.8 μg/kg 体 重/日となる。

物質名(分類) <評価値の位置付け>	食品安全委員会 の評価結果	水道法水質基準等の 評価結果	WHO 飲料水 水質ガイドライン 第4版 (WHO 2011)	基準値案(現行基準)
		・液体クロマトグラフ―質量分析計による― 斉分析法		
ジクロロ酢酸(消毒副生成物) <健康>	イヌの 90 日間経口投与試験における 肝臓の肝細胞空胞変性、精巣の変性等が みられた試験データに基づく LOAEL は 12.5 mg/kg 体重/日となり、不確実係 数 1000 (種差 10、個体差 10、亜急性 毒性試験及び LOAEL 使用 10)を適用して算出した。 TDI:12.5 μg/kg 体重/日 (不確実係数:1000) 〈発がん性〉 マウスの経口投与試験における肝細胞 癌又は肝細胞腺腫の発生頻度に関する用 量反応データに基づき、算出したベンチ マークドーズ*の 95%信頼下限値 (BMDL10)は12.9 mg/kg 体重/日となり、不確実係数1000(種差10、個体差10、発がん性10)を適用して算出した。 TDI:12.9 μg/kg 体重/日 (不確実係数:1000) *動物実験から得られる「用量-反応レベル」のグラフにおいて、有意な影響があるとされる反応レベル(BMR:Benchmark	平成15年の改正時には、マウスの慢性毒性試験(90~100週間経口投与試験)における肝発がん性の用量依存性から、10-5発がんリスク相当のVSD1.43μg/kg/dayより評価値を0.04mg/Lとした。その後、平成26年に答申された食品安全委員会の評価結果を受け、平成26年開催厚生科学審議会生活環境水道部会にて、発がん性のTDIから求められる評価値より、発がんリスク10-5に相当する摂取量から求められる評価値の方が小さいことから、は発がんリスク10-5に相当する摂取量(1.3μg/kg体重/日)から評価。 評価値:0.03mg/L(=水質基準値) <水道法に基づく検査方法> ・溶財申出 誘導体化 ガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法 ・液体クロマトグラフー質量分析計による一斉分析法	0.05 mg/L (暫定ガイドライン値) ※過剰生涯発がんリスク 10-5 の上限に関わる濃度は 40 μg/L である。しかし、場合によっては、飲料水を十分消毒し、ジクロロ酢酸濃度を 40 μg/L 未満に保つことは不可能かもしれないので、暫定ガイドライン値 50 μg/L が維持されている。	0.03 mg/L (基準値なし) 水質基準値の100%で ある濃度 0.03mg/L の水を体重 50kg の人 が1日あたり 2L 摂水 した場合、1日当たり 体重1kg あたりの摂 取量は、1.2 μg/kg 体 重/日となる。

物質名(分類) <評価値の位置付け>	食品安全委員会 の評価結果	水道法水質基準等の評価結果	WHO 飲料水 水質ガイドライン 第4版 (WHO 2011)	基準値案(現行基準)
	Response、通常発生毒性で 5%、一般毒性で 10%) をもたらす用量をベンチマークドーズ (BMD) という。この 95%信頼区間の下限値が BMDL (Benchmark Dose Lower Confidence Limit) である。BMR を 10%とした場合の BMDL はBMDL10 と表される。BMDL は無毒性量(NOAEL) に相当するとされる。			
トリクロロ酢酸 (消毒副生成物) <健康>	マウスにおける 104 週間飲水投与試験でみられた肝変異細胞巣の発生頻度の上昇による LOAEL は 6 mg/kg 体重/日となり、不確実係数 1000 (種差 10、個体差 10、PPAR ペアゴニストとしての影響以外の可能性及び LOAEL の使用 10)を適用して算出。 TDI:6 μg/kg 体重/日 (不確実係数:1000)	重の減少、絶対肝臓重量の減少、血清アラニンアミノ基転移酵素活性の増加、シアン化物 非感受性パルミトイル CoA 酸化酵素活性の	0.2 mg/L	0.03 mg/L (基準値なし) 水質基準値の100%で ある濃度 0.03mg/L の水を体重 50kg の人 が1日あたり 2L 摂水 した場合、1日当たり 体重1kg あたりの摂 取量は、1.2 μg/kg 体重/日となる。
	〈発がん性〉 マウスにおける 104 週間飲水投与試験でみられた肝臓の腫瘍発生頻度及び腫瘍発生個数の上昇に基づく NOAEL は 6 mg/kg 体重/日となり、不確実係数1000(種差10、個体差10、発がん性10)を適用して算出。	<水道法に基づく検査方法> ・溶媒曲出一誘導体化一ガスクロマトグラフ		

物質名(分類) <評価値の位置付け>	食品安全委員会 の評価結果	水道法水質基準等の 評価結果	WHO 飲料水 水質ガイドライン 第4版 (WHO 2011)	基準値案(現行基準)
	TDI: 6 μg/kg 体重/日 (不確実係数: 1000)			